(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2024年 8月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 高知県高知市朝倉東町 51-28

氏 名 日之出商事株式会社

坪内博教

電話番号 088-856-5990

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第1項の規定により協議します。

<u> </u>	<u> </u>	17/11/401		廃棄物の取扱いに関する朱例第 13 米第1頃の規定により励識しよす。
温	循環事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄
		住所又は所在地		香川県高松市末広町7番地21
		事業場の所在地		香川県高松市香西本町 742 番 8
	規則第2条第2項又は 第6条第2項の規定に よる循環事業者の協議 の有無			有・無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		太陽光パネル
		種類		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、 金属くず
六 内 搬		性		固形状
入計		1年当たりの最大 搬入量		6 t /年
画		事業場	名 称	高知県内の各建設現場
			所 在 地	高知県内の各建設現場
			当事係及工 ま業るび程 の工程の の工程の	建設業 新築工事の屋根工事から排出される太陽光パネル 解体工事業 建物を解体する工程から排出される太陽光パネル
	廃	該産業乗物を搬する		日之出商事株式会社 代表取締役 坪内博教
	者		住所又は 所在地	高知県高知市朝倉東町 51-28

	(表面)						
県内搬入計画	県内に搬入しようとす る産業廃棄物の排出事 業場から循環利用施設 までの当該産業廃棄物 の運搬の経路	高知県の各太陽光発電所→主たる通行ルートとして、国道 55 号線、 国道 56 号線、高知自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。					
	放射性物質及びこれに よって汚染された物の 搬入	有・無					
	県内に搬入しようとす る産業廃棄物の運搬の 方法及び当該運搬に伴 う生活環境の保全のた めの必要な措置	自社車両を使用し、飛散なきようにシート掛けをして運搬いたしま す。					
	県内搬入業務責任者の 氏名及び連絡先	吉本英二 09066792686					
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降					
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合						
係る	亥特定県外産業廃棄物に る非常災害が発生した日 び地域						
	亥特定県外産業廃棄物を						
	県内で循環的な利用を						
行	5 理由						
参	考 事 項						

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。